

## ■C11 個人の多様な特性

### A) 若年者

### B) 障害者

- ・ 人数
  - ・ 身体障害者 436万人、 精神障害者：419万人、 知的障害者：109万人  
国民のおよそ7.6%が何らかの障害を有する (R2内閣府)
- ・ チャレンジ雇用
  - 知的障害者等を、1年以内の期間を単位として、  
各府省・各自治体において、非常勤職員として雇用し、  
1～3年の業務経験を踏まえ、ハローワーク等を通じて一般企業等への就職につなげる制度
- ・ ナチュラルサポート
  - 職場の従業員が障害者の就労継続に必要な支援を  
自然にまたは計画的に提供すること  
※ジョブコーチだけが支援しては職場内で浮いてしまう
- ・ 発達障害
  - ・ 不注意傾向や注意散漫傾向のある人は、  
誰にも邪魔されない一人だけの時間と空間を一定時間持てるようにすることが重要

### C) 女性

- ・ 産業別女性の雇用が多い職種： 医療/福祉 640万人、次が、卸業・小売業  
(令和2年版働く女性の実情)
- ・ 60～64歳の女性労働力： 61.0%

### D) 中高年齢者

- ・ 定年制を廃止した企業の割合 : 2.7% (中小3.0 大0.6)

### E) 治療者（仕事との両立）

- ・ 両立支援コーディネーターの養成
  - ・ 役割
    - ・ 主治医から就業継続の可否や配慮すべきことなどについての意見書をもらう
    - ・ 医療や心理学、労働関係法規や労務管理に関する知識をつけ、  
患者、主治医、会社などのコミュニケーションのハブとして機能する。
- ・ 障害者雇用で、法定雇用率を達成した企業は47% (2021年 従業員43.5人以上)
- ・ 生活困窮者自立支援制度の就労形態は2種類
  - ① 雇用契約を締結せず、訓練として就労を体験
  - ② 雇用契約を締結し、支援付きの就労を行う
- ・ 生活困窮者自立支援制度の就労訓練事業では、訓練事業の対象者に該当するかどうかは、  
受入事業所や本人の意向を踏まえた上で自立相談支援機関のアセスメントに基づき判断され、  
最終的には行政により決定される。